

【市民が主役のみちづくり事業 実施要領】

1. 目的
- 地域の思いやニーズに対応するため、地域からの提案により安全で快適なみちづくりを行う
2. 提案者の要件
- 城陽市内の自治会連合会
3. 事業期間
- 単年度(今年度に来年度の工事箇所を決定する)
4. 対象工事の要件
- ・工事期間が単年度で工事完成できる規模のもの

・自治会連合会の総工事費が当該年度の予算内の規模のもの

・提案内容が地権者等を含めた地域の総意であるもの

・地域の課題解決のために地域と市が連携して行うもの
5. 事業費
- 予算の範囲とする。(1校区800万円)
6. 提案方法
- 自治会連合会長から市長宛とし、土木課へ書面で提出する。(事業提案書参照)

○ 具体的な工事対象例

- (ア)安全対策上必要な側溝改修や老朽化側溝の改修
- (イ)交通安全施設の設置(カーブミラーを除く)
- (ウ)ガードレールなどの防護柵の設置
- (エ)狭隘部の解消、待避所の設置、隅切りの改良
- (オ)区画線の設置
- (カ)歩道の段差解消
- (キ)道路の植栽(地域で管理するものに限る)
- (ク)舗装(一定規模以上の舗装工事に限る。修繕工事を除く)

(注)次のような工事は対象外とする。

- ①市道認定を受けていない道路の工事
- ②用地の取得が必要なもの(単年度での完了が見込めないため)
- ③管理課で対応するもの
- 例)カーブミラー、防犯灯の設置
- 道路照明施設、ガードレールなど防護柵の取り替えや再塗装
- カラー舗装の修繕、インターロッキング舗装等の修繕
- 標識等看板の補修
- ④施設の形状やデザイン等を変更するもの
- 例)道路照明の塗装で着色変更
- ⑤快適なみちづくりの効果が一時的なものや不法に投棄・占拠された物などの撤去
- 例)道路周辺の除草や清掃、落書きの除去など
- ⑥公共性のないもの、地域の要望と整合していないもの
- (特定の個人や団体等の利益に限られる工事は対象外)
- ⑦一定の事業期間を要する大規模な工事
- 例)単年度で工事が完成できない規模のもの
- 関係機関との調整などに時間を要するもの
- ⑧公安委員会が設置する施設の新設・修繕等(信号機、標識)
- ⑨その他 法令を順守できないもの及び市が不適当とするもの

7. 事業実施工程(案)

種別	工程表											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自治会連合会		①	事業提案書の提出				市で現地確認し 提案内容を取りまとめ				⑤	
自治会		③	②	③	④							

(凡 例)

- ①自治会連合会長会議(5月)
- ②自治会長会議(6月)
- ③事業説明会(4月下旬～7月中旬)
- ④提案受付締め切り(8月下旬)
- ⑤市と連合会で来年度の事業箇所を決定(12月)
- ※要望のあった連合会のみ開催

工事対象例写真

(ア)安全対策上必要な側溝改修
(老朽化側溝)

整備前

整備後

工事費: 11万円/m
(As舗装復旧込)

(ア)安全対策上必要な側溝改修
(みぞ蓋設置)

整備前

整備後

工事費: 7万円/m

(イ)交通安全施設の設置
(視線誘導標)

整備前

整備後

工事費: 6万円/本

(イ)交通安全施設の設置
(道路鉄)

整備後

工事費: 1万円/個

(ウ)防護柵の設置

整備後

工事費: 4万円/m

(オ)区画線の設置
危険箇所の注意喚起

整備前

整備後

工事費: 6万円/箇所

(オ)区画線の設置
路面注意喚起シートの設置

整備前

整備後

工事費: 13万円/箇所

(オ)区画線の設置
交差点のカラー舗装化

整備前

整備後

工事費: 23万円/箇所

(ク)舗装

整備前

整備後

工事費: 1万円/m²

